| | | |
|---|---|---|
| 法附則第五十二条第二項第一号に掲げる | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる | |
| 法附則第五十二条第二項第三号 | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号 | |
| 法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ | |
| 法附則第五十二条第三項の規定 | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第三項の規定 | |
| 政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号 | 改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号 | |
| 法附則第五十四条第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日 | 平成二十三年三月十一日 | |
| 法附則第五十二条第二項第一号に掲げる | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる | 附則第二十三条の二第二項 |
| 法附則第五十二条第二項第二号 | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号 | |
| 法附則第五十二条第二項第三号 | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号 | |
| 法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ | |
| 法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車 | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車 | |
| 同条第二十三項第一号 | 改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十三項第一号 | 附則第二十四条第十一項 |
| 法附則第五十六条第十三項 | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項 | 附則第二十四条第十二項 |
| 同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日 | 平成二十三年三月十一日 | |
| 政令附則第三十三条第二十項第一号 | 改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第一号 | |
| 政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号まで | 改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号まで | |

| | | |
|---|---|---|
| 政令附則第三十三条第二十項第三号 | 改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第三号 | |
| 法附則第五十六条第十四項又は第十五項 | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十四項又は第十五項 | |
| 法附則第五十六条第十五項 | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十五項 | |
| 同条第十四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日 | 平成二十三年三月十一日 | |
| 同項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を証する | 同条第十四項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を証する | |
| 同条第十五項に規定する警戒区域設定指示が行われた日 | 平成二十三年三月十一日 | |
| 同項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を約する | 同条第十五項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を約する | |
| 政令附則第三十三条第二十三項第二号から第四号まで | 改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十三項第二号から第四号まで | |
| 政令附則第三十二条第三項又は第四項 | 改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項又は第四項 | 附則第二十五条第四項 |
| 法附則第五十七条第四項又は第五項 | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第四項又は第五項 | |
| 法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日 | 平成二十三年三月十一日 | |
| 法附則第五十二条第二項第二号に掲げる | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる | |
| 法附則第五十二条第二項第三号 | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号 | |
| 法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ | |
| 法附則第五十二条第二項又は第三項 | 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項又は第三項 | |
| 政令附則第三十二条の二第二項 | 改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条の二第二項 | |